



平成29年4月18日

各位

会社名 株式会社N・フィールド  
代表者名 代表取締役社長 高木三愛  
(コード番号：6077 東証第一部)  
問合せ先 専務取締役 久保明  
管理本部長  
(TEL. 06-6343-0600)

### 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 本自己株式処分の概要

(1) 処分期日	平成29年5月15日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 75,000株
(3) 処分価額	1株につき1,279円
(4) 処分総額	95,925,000円
(5) 募集又は処分方法	特定譲渡制限付株式を割り当てる方法
(6) 出資の履行方法	金銭報酬債権又は金銭債権の現物出資による
(7) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。） 4名 48,000株 当社の執行役員 10名 27,000株
(8) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、平成29年2月15日開催の取締役会において、当社の社外取締役及び監査等委員である取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対する当社の企業価値の長期的かつ持続的な向上を図るインセンティブの付与及び株主の皆さまとの一層の価値共有を目的として、当社の対象取締役並びに当社執行役員（以下「対象取締役等」と総称します。）を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。本制度に基づき、平成29年3月24日開催の第14期定時株主総会において、対象取締役に対して、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための年額1億円以内の金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

#### 【本制度の概要等】

対象取締役等は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権又は金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。また、本制度により当社が対象取締役に対し、発行又は処分する普通株式の総数は、年75,000株以内とし、その1株当たりの払込金額は、各取

締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）となります。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役等は、一定期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

今回は、本制度の目的、当社の業績、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、役職員として有能な人材を登用するとともに、各対象取締役等の更なるモチベーションの向上を目的として、金銭報酬債権61,392,000円及び金銭債権34,533,000円の合計95,925,000円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）を支給し、普通株式75,000株を付与することにいたしました。また、長期的かつ持続的な企業価値の向上を図る観点から、3ヵ年の中期経営計画の達成を意識した経営判断をすることに主眼を置くため、譲渡制限期間を3年としております。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等14名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について処分を受けることとなります。

### 3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間 平成29年5月15日～平成32年5月15日

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役等が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、取締役（監査等委員である取締役を除く。）を兼務しない執行役員又は使用人のいずれかの地位にある場合に譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限期間中に、対象取締役等が任期満了又は定年その他の正当な事由により退任又は退職した場合の取り扱い

①譲渡制限の解除時期

対象取締役等が、当社又は当社の子会社の取締役、取締役（監査等委員である取締役を除く。）を兼務しない執行役員又は使用人のいずれの地位からも任期満了もしくは定年その他の正当な理由（ただし、死亡による退任又は退職をした場合を除く。）により退任又は退職した場合には、対象取締役等の退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。死亡により退任又は退職をした場合は、対象取締役等の死亡後、取締役会が別途決定した時点をもって、譲渡制限を解除する。

②解除株式数

①で定める当該退任又は退職した時点において保有する本割当株数に、対象取締役等の譲渡制限期間に係る在職期間（日単位。経過日数の計算に当たっては、本払込期日及び退任又は退職した日のいずれも含む。）を当該対象株式に対応した譲渡制限期間に係る日数（当該期間の始期及び終期の応当日のいずれも含む。）で除した数を乗じた数の株数（ただし、計算の結果単元株未満の端株が生じる場合には、これを切り捨てるものとする。）

(4) 当社による無償取得

譲渡制限が解除されない本割当株式について、譲渡制限が解除された直後をもって当社は当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社及び対象取締役等は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結している。また、当社は対象取締役等に対し、当該譲渡制限等の内容につき別途同意を得ている。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転

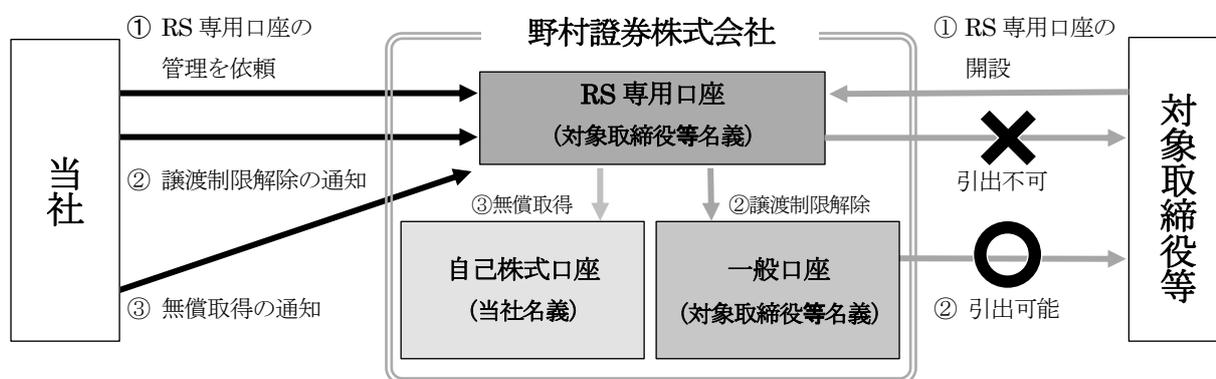
計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株数に、譲渡制限期間の開始日から当該承認の日までの経過日数（経過日数の計算に当たっては譲渡制限期間の開始日及び当該承認の日のいずれも含む。）を当該対象株式に対応した譲渡制限期間に相当する日数（当該期間の始期及び終期の応当日のいずれも含む。）で除した数を乗じた数（ただし、計算の結果単元株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。

#### 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第15期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権又は金銭債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、平成29年4月17日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の終値である1,279円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的と考えております。なお、この価額は東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の1ヶ月（平成29年3月21日から平成29年4月17日まで）終値単純平均値である1,356円（円未満切捨て。終値単純平均値において、以下同じであります。）からの乖離率▲5.68%（小数点以下第3位四捨五入。乖離率の計算において、以下同じであります。）、3ヶ月（平成29年1月18日から平成29年4月17日まで）終値単純平均値である1,407円からの乖離率▲9.10%、及び6ヶ月（平成28年10月18日から平成29年4月17日まで）終値単純平均値である1,393円からの乖離率▲8.18%となっておりますので、特に有利な価額には該当しないものと考えております。

なお、上記価額につき、平成29年4月17日開催の監査等委員会（社外取締役3名で構成）は、処分価額が取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的と考えていることから、特に有利な価額には該当しない旨の意見を表明しております。

（ご参考）【譲渡制限付株式（RS）制度におけるRSの管理フロー】



以上